



南阿蘇村告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく南阿蘇村住民監査（職員措置）請求（以下「措置請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和3年12月6日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本 功



第1 請求人

住所

氏名

第2 監査の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、法第242条第1項の要件を満たしているものと認め、令和3年11月11日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

(1) 請求の要旨

令和2年度南阿蘇村一般会計予算、同和対策費で予算執行された公金支出について、開示請求した資料、関係職員の説明等を精査した結果、研修旅費の財務会計上の行為、公金支出について監査を求める。

研修旅費は、公務出張の事実がないのに支出されたものであることが調査の結果明らかであり、事実がないカラ出張を容認して公金を支出している。

## (2) 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「令和2年度南阿蘇村一般会計予算、同和対策費研修旅費が違法若しくは不当に支出されたか否か。」とした。

## (3) 監査の方法

監査は次のとおり実施した。

### 1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年11月16日に陳述の聴取を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

### 2) 関係職員の陳述

令和3年11月16日に陳述の機会を設けたが、陳述の申し出はなかった。

### 3) 調査

本件を所管する総務課を監査の対象課とした。担当職員から事情を聴取するとともに関係書類を調査した。

## 第4 監査の結果

### (1) 主文

本件措置請求については、監査委員は、合議によりその請求に理由があると認められるので、村長に勧告することに決定した。

以下、その理由について述べる。

### (2) 理由

令和2年度研修旅費の用途について審査したところ、1,114,920円についての出張の事実はなく、カラ出張であることが判明した。

概算払いや出張したとされる日の後日に通常払いで支出を行い、職員が会計課で受領し、出張したとされる個人又は代表者に現金を手渡ししていた事実であった。

なお、この作為的構図を知り得ていたのは、ごく少数の職員等であった。

(事実内容)

- ① 令和2年5月1日、負担行為兼命令で起票し、5月8日に概算払いで支出  
【名目】5月21日～23日 ██████████ 集会事前協議（於：東京都）  
（4名出張分）321,200円  
【事実】令和2年5月8日に当時の担当職員が会計課で受領し、██████████氏へ現金手渡し
- ② 令和2年8月6日、負担行為兼命令で起票し、8月6日に概算払いで支出  
【名目】8月6日 ██████████ 集会事前協議（於：東京都）  
（1名出張分）80,300円  
【事実】令和2年8月6日に当時の担当職員が会計課で受領し、██████████氏へ現金手渡し
- ③ 令和2年11月11日、負担行為兼命令で起票し、11月19日に通常払いで支出  
【名目】令和2年10月20日～21日  
██████████へコロナ禍による陳情等のため（於：東京都）  
（7名出張分）505,820円  
【事実】令和2年11月19日に当時の担当職員が会計課で受領し、██████████氏へ現金手渡し
- ④ 令和2年12月10日、負担行為兼命令で起票し、12月17日に通常払いで支出  
【名目】令和2年11月26日～27日  
██████████への陳情（於：東京都）  
（3名出張分）207,600円  
【事実】令和2年12月18日に当時の担当職員が会計課で受領し、██████████氏へ現金手渡し

## 第5 判断

本件で問題とされる財務会計上の行為は、令和2年度同和对策費研修旅費が適法若しくは正当に支出されていたかどうかであり、請求人の主張、総務課職員の説明及び事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

上記（事実内容）①～④に基づく内容を精査した結果、カラ出張は明白であり、現金を捻出して、個人又は代表者へお金が流れていた事実を確認した。

カラ出張はあり得ないものであり、実態に即した予算執行が正常に行われていなかった本村自治体の構造的、組織的問題が露呈された。

地方自治法は、違法な財務会計が行われる事態を想定し、財務会計法規に則って適正に財務会計行為を行っていたかどうかについて、監査する仕組みを整備しているが、本件措置請求審査の結果、想定できない行為が行われていたことが実証された。違法な行為が行われた場合には長はこれに対して必要な措置を執ることが可能であるが、そのような措置もとられないままに本件違法行為は、見過ごされていたという事実である。

以上のことから、本件措置請求に関する出張旅費については、違法若しくは不当に支出された公金であること認めた。

## 第6 結論

以上のことから、請求人が主張する財務会計上の行為について事実を認めた。

提出書類及び事情聴取により確認した上記（事実内容）①～④までの支出額1,114,920円について、違法、不当な公金支出と判断し、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり南阿蘇村長に対して、返還するよう勧告する。

このような不正行為は、地方公務員への不信感を惹起させ、行政に対する信頼を損なう大きな問題であるので、公務員の倫理の確立と適正な予算の執行を図られるよう強く求める。

不当な公金の支出については、次のとおりとする。

### 記

一、返還すべき金額 1,114,920円

一、返還すべき期限 令和3年12月20日